

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年7月3日

収支等命令者
産業労働部産業グリーン化推進グループ
推進監 萩尾 友明

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 洋上風力発電事業に係る台湾への団体視察旅行手配業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 業務委託仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約の締結日から令和8年1月30日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県、福岡県、台湾 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 旅行業法の規定に基づき登録された、国内に本・支店又は営業所を有する第1種旅行者及び第2種旅行者で、今回の業務委託先決定後、その受託をすることが可能であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 本契約の財源である「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」補助金の交付元である経済産業省による指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有していること。
- (8) 過去に団体視察の案件の取扱実績があること。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届に関係資料を添付のうえ、令和7年7月7日（月）午後5時までに下記の担当部署に持参し、又は郵送してください。（期限必着）

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 入札参加届及び関係資料

- ア 入札参加届（様式1）
- イ 営業概要書（様式2）
- ウ 同種及び同規模業務の履行実績調書（様式3）

(2) 提出先（担当部署）

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県産業労働部産業グリーン化推進グループ 再生可能エネルギー担当

電話 0952-25-7522

E-mail sangyou-green@pref.saga.lg.jp

4 仕様書等に対する質問書の受付等

公告内容に質問がある場合は、別に定める質問書に質問内容を記載し、令和7年7月7日（月）午後5時までに8の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は、令和7年7月9日（水）までに佐賀県ホームページに掲載し、又は入札参加届を提出した者全てに電子メールにて送付する。

5 入札参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、入札参加届に関係資料を添付のうえ、上記担当部署に持参し、又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和7年7月7日（月）午後5時まで

(2) 参加資格の確認結果は、令和7年7月9日（水）までに通知する。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先は3の担当部署に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

公告の日から令和7年7月7日（月）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記

(1)において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札方法及び開札の日時並びに場所

ア 入札方法 持参又は郵送による入札

(入札書の郵送は、書留郵便とし、入札期限までに3の担当部署必着とします。提出期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、二重封筒とし、内封筒には「事業名 洋上風力発電事業に係る台湾への団体視察旅行手配業務委託」、「宛先 佐賀県産業労働部産業グリーン化推進グループ」、「入札参加者名(商号、住所及び連絡先(電話番号・FAX番号))」を記入してください。外封筒には、「入札書在中」と朱書きしてください。)

イ 入札期限 令和7年7月11日(金)午後0時(必着)

ウ 開札日時 令和7年7月11日(金)午後1時

エ 開札場所 3の提出先(担当部署)

(5) 開札に関する事項

開札は、当該入札事務に関係ない県職員を立ち合わせて行います。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第3号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

カ 一人で二以上の入札をした者

キ 代理人でその資格のない者

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができません。

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で最低制限価格を上回る価格であり、かつ最低の価格をもって有

効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、入札参加資格が有効でない場合は、予定価格の制限の範囲内で次に低い価格をもって有効な入札を行った入札者を入札参加資格確認のうえ、落札者とします。

イ 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせることにします。

(7) 再度の入札

再度の入札については、次のとおりとします。

ア 開札をした場合において、上記(6)の規定による落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札(以下「再入札」という。)を行います。

イ 再入札の執行回数は、2回(1回目の入札を含め3回)を限度とします。

ウ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

(8) その他の事項

ア 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはいけません。

イ 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがあります。

ウ 談合情報どおりの開札結果になった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとします。

エ 本入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによります。

オ この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書(電磁的記録による文書・資料を含む)について、本件の入札手続以外の目的に供してはいけません。

8 問合せ先

佐賀県産業労働部産業グリーン化推進グループ 再生可能エネルギー担当

住所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7522

E-mail sangyou-green@pref.saga.lg.jp